

路外駐車場管理規程届出書

年 月 日

佐世保市長 様

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

年 月 日から供用を開始しようとする駐車場の管理規程を別紙のとおり定めたので、駐車場法第13条第1項の規定により届け出ます。

路外駐車場管理規程に定める事項

1. 路外駐車場の名称
2. 路外駐車場管理者の氏名及び住所
(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所)
3. 路外駐車場の供用時間に関する事項
(休業日並びに1日における供用時間の開始及び終了の時刻)
4. 駐車料金に関する事項
(確定額をもって定める)
5. 路外駐車場の供用契約に関する事項
(路外駐車場に駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項他)
6. 国土交通省令で定める事項
 - ア) 路外駐車場の構造上駐車することのできない自動車
 - イ) 路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要